

第2号様式

一般廃棄物処理業許可証

第6-23号許可

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和7年3月11日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収 集 運 搬 ・ 処 分 の 別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥、引越ごみ、 事業系一般廃棄物
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許 可 期 間		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町が指定する場所
	そ の 他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

令和7年3月17日

新得町長 浜田 正利

